

令和8年三重県議会定例会

伊勢茶の振興に関する
条例策定調査特別委員会

委員長報告（案）

令和8年●月

伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員会における調査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、伊勢茶の振興に関する条例の策定に向け、調査・検討を行うことを目的として、令和6年5月に設置されました。

そして、約●年●か月にわたり、●回の委員会を開催してまいりました。

まず、伊勢茶の普及拡大に関する取り組みや、伊勢茶を活用した食育の推進などについて、県当局から聴き取り調査を行うとともに、参考人招致を行いました。

参考人招致に当たっては、伊勢茶の消費拡大について、県内の飲食店における伊勢茶の普及について、伊勢茶のプロモーションについてなど、有識者や茶業関係者、関係団体の方、合わせて4名を参考人として招致し、聴き取り調査を実施し

ました。

あわせて、お茶に関する法律や他の自治体の条例についての調査も実施しました。

さらに、県内調査として、亀山市にある農業研究所茶業研究課において本県の茶に関する研究などについての調査を実施したとともに、多気町及び度会町において伊勢茶の普及に関する取組等についての調査を実施したほか、県外調査として、静岡県においてお茶の振興に関する条例、施策などについて調査を実施しました。

また、条例案の策定に当たっては、条例に基づく施策が実効性のあるものとなるよう、県当局や関係団体から意見聴取を行うほか、県民等の意見を条例案に反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

本委員会では、このような慎重な検討経過を経て、「伊勢

茶に親しむ暮らし推進条例案」を取りまとめ、令和●年●月●日に議長に提出いたしました。

この条例案につきましては、本日、議提議案第●号として御審議いただくことになっているところであります。

県当局におかれましては、この条例案が可決された上は、この条例の規定の的確な施行に取り組まれるよう要望いたします。

最後に、本委員会は、この条例案が、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関し、必要な事項を定めることにより、伊勢茶に親しむ暮らしの推進を図り、もって伊勢茶の振興に寄与するものであると確信しています。

議員の皆様には、この条例案の趣旨を御理解いただき、何卒御賛同いただきますよう、心からお願い申し上げまして委員長報告とさせていただきます。